

要介護認定等に係る個人情報の提供に関する覚書

柏市を甲とし，を乙とし，甲乙間において，介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号。以下「法」という。）に基づく要介護認定及び要支援認定に係る個人情報の提供について，次の条項により覚書を交換する。

（趣旨）

第 1 条 この覚書は，法に基づく要介護認定及び要支援認定に係る個人情報の提供について，対象とする個人情報，個人情報の保護，情報提供の中止，有効期間等について，必要な事項を定めるものとする。

（対象となる個人情報）

第 2 条 甲が提供することができる個人情報は，乙が居宅介護支援，居宅サービス又は施設サービスの提供に係る契約を締結し，又は締結することを予定している被保険者に係るもので，次に掲げるものとする。この場合において，提供する個人情報は，被保険者本人から同意を得ているものに限る。

- （1）介護認定審査会資料（認定調査票による調査結果を厚生労働省から配付されたコンピューター・プログラムにより処理することにより得た帳票。）
- （2）認定調査票（特記事項に限る。）
- （3）主治医意見書（介護サービス計画作成に利用されることについて，主治医から同意を得ているものに限る。）

（個人情報の保護）

第 3 条 乙は，甲から得た個人情報の取扱い及び保管に十分注意を払うとともにその責任を有することとする。

- （1）乙が，個人情報の窓口交付を受けたときは，個人情報は代表者の許可を得てから開封しなければならない。
- （2）乙は，個人情報及び甲の業務上の秘密を外部に漏らしてはならない。この覚書の有効期間が終了した後も同様とする。
- （3）乙は，個人情報を申出の目的以外に使用してはならない。
- （4）乙は，個人情報を第 8 号に規定する場合を除き，第三者に提供してはならない。
- （5）乙は，従業者又は従業者であったものが第 1 号から第 4 号までの行為を行わないよう，必要な措置を講じるものとする。
- （6）乙は，個人情報の漏えい，滅失，改ざん及び棄損の防止，その他の適切な管理のために必要な措置を講じるものとする。
- （7）乙は，個人情報を保有する必要がなくなったときは，速やかに当該個人情報を破棄しなければならない。この場合において，乙は，当該個人情報の漏えい防止に十分留意しなければならない。

(8) 乙は、被保険者本人に介護サービスを提供する事業所から、指定居宅支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第38号）に規定される個別サービス計画作成を目的として当該個人情報の提供を求められた場合、被保険者の同意を得た上で、その範囲の情報に限り提供することができることとする。

(9) 乙は、第8号の規定に基づき、個人情報を提供したときは、速やかに個人情報提供報告書を市長に提出することとする。

（情報提供の中止）

第4条 乙は、届出内容に変更が生じたとき及び事業所の閉鎖等により居宅介護支援、居宅サービス又は施設サービスの提供を終了するときは、速やかに市に届け出るものとする。甲は、乙がこの覚書に定める義務を履行しないときは、個人情報の提供を中止することができるものとする。

（有効期間）

第5条 この覚書の有効期間は、覚書交換の日から翌年の3月31日までとする。

2 乙は、有効期間の終了する日までに、甲に対し、引き続き個人情報の提供を希望する旨の書面を提出することにより、この覚書の有効期間を1年間延長することができるものとし、以後も同様とする。

（疑義の決定等）

第6条 この覚書の各項の解釈について疑義を生じたとき又はこの覚書に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

（補則）

第7条 この覚書の交換を証するため、甲と乙とは、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

柏市柏五丁目10番1号

甲

柏市

柏市長 太田和美

乙

⑨